

答弁書第二六号

内閣参質一五六第二六号

平成十五年六月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 倉田 寛之殿

参議院議員中村敦夫君提出アユ冷水病に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員中村敦夫君提出アユ冷水病に関する質問に対する答弁書

一について

水産庁において、内水面漁業に関する記録が残されている平成五年度以降について調べたところ、全国の内水面漁業協同組合に対し、琵琶湖産アユの冷水病感染についての通知を公文書により行ったことはない。

二及び三について

昭和六十二年に初めて徳島県の養殖場で発生したアユの疾病については、平成四年に日本魚病学会において、当該疾病がアユの冷水病である旨の研究報告が発表されたところである。当該研究報告等を踏まえて、徳島県、滋賀県等の関係県においては、水産庁の指導により、アユの冷水病関係地域対策合同検討会（平成六年度から九年度まで）を、水産庁においては、関係都府県の研究機関、全国内水面漁業協同組合連合会等を構成員とするアユ冷水病対策研究会（平成十年度から十二年度まで）及び都道府県の関係部局、全国内水面漁業協同組合連合会等を構成員とするアユ冷水病対策協議会（平成十三年度以降）を開催し、アユの冷水病に関する共同研究及びまん延防止対策を実施してきたところである。

都道府県においては、アユ冷水病対策研究会等を通じて得られた知見を踏まえ、アユの冷水病の発生域の拡大を防止するため、全国の内水面漁業協同組合に対し、アユ種苗の飼育管理技術、放流に当たつての留意事項等について指導を行ってきたところであり、これらの都道府県による指導を通じて、アユの冷水病に関する情報が全国の内水面漁業協同組合に適切に提供されてきたものと考えている。

また、御指摘の法令による規制を行うためには、アユの冷水病の感染経路、発病条件、冷水病に感染したアユ種苗の放流とアユ冷水病の発生の因果関係等について相当程度明らかにすることが必要と考えられるところ、現時点においては、それらについて十分な科学的知見が得られていない。

四について

アユ以外の魚種が冷水病に感染した原因については、アユ冷水病対策協議会の調査・研究部会において、アユから他魚種への冷水病感染の可能性についての研究等を実施しているところであり、これまで得られた研究成果によれば、アユから他魚種への冷水病の感染の可能性は低いと考えられるが、今後ともその解明に努めてまいりたい。

五について

冷水病の年度別・魚種別の発生状況で把握しているもの（アユについては過去十年間、アユ以外の魚種については過去五年間）は、別表のとおりである。

別表

1 アユ

(1) アユの冷水病の発生水域数

都道府県名	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
北海道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
青森県	0	0	0	1	0	1	0	0	2	0
岩手県	0	0	0	4	2	2	0	2	1	4
宮城県	0	0	0	0	0	4	1	3	0	3
秋田県	0	0	0	1	1	0	1	1	2	3
山形県	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0
福島県	0	0	1	0	4	7	3	0	5	2
茨城県	0	0	0	0	1	0	1	1	0	1
栃木県	0	0	0	0	4	1	0	8	2	5
群馬県	0	0	0	0	5	7	4	5	0	11
埼玉県	0	0	0	0	2	2	0	0	2	1
千葉県	0	0	0	2	1	0	2	3	1	2
東京都	0	0	0	0	0	0	1	1	2	2
神奈川県	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1
新潟県	0	0	0	0	1	1	2	2	1	2
富山県	0	0	0	1	0	0	0	2	4	3
石川県	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
福井県	0	0	0	0	1	1	0	0	1	2
山梨県	0	0	0	0	1	3	2	5	0	2
長野県	0	2	0	0	2	1	1	3	5	8
岐阜県	0	0	0	0	1	3	0	0	1	3
静岡県	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0
愛知県	0	0	0	0	0	2	0	0	0	6
三重県	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
滋賀県	1	1	0	1	1	0	0	1	0	0
京都府	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1
大阪府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県	0	0	0	1	0	3	0	0	1	7
奈良県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	0	0	0	3	1	3	3	5	3	2
鳥取県	0	1	2	3	3	3	3	3	3	3
島根県	0	0	0	2	4	4	4	3	3	3
岡山県	0	0	0	3	1	1	6	2	2	2
広島県	0	0	0	0	1	3	0	2	6	8
山口県	0	1	0	3	0	1	1	2	2	4
徳島県	0	1	0	1	1	0	0	3	2	3
香川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	0	0	0	0	0	3	0	1	0	2
高知県	0	1	1	0	0	0	2	4	7	8
福岡県	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
佐賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2
大分県	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
宮崎県	0	0	0	0	0	2	1	0	1	2
鹿児島県	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0
沖縄県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	1	7	4	27	40	63	43	65	67	111

(注) 1 都道府県からの報告に基づく。

2 発生水域数は河川単位での集計を基本としているが、河川単位での集計がない場合は、冷水病が発生した漁業協同組合数を集計した。

(2) アユの冷水病の発生養殖場数

都道府県名	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
北海道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森県	0	1	2	0	1	0	0	0	0	1
岩手県	0	0	0	1	2	3	1	0	1	1
宮城県	0	0	0	1	1	1	2	2	1	0
秋田県	0	1	1	2	2	0	0	1	2	4
山形県	5	4	5	5	5	5	0	0	0	0
福島県	0	0	0	4	9	4	2	1	2	1
茨城県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
栃木県	16	16	17	19	19	19	10	12	5	16
群馬県	0	2	2	2	2	2	3	1	0	1
埼玉県	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
千葉県	0	0	0	1	1	0	1	0	0	1
東京都	1	1	1	0	0	1	0	1	1	1
神奈川県	5	5	6	7	7	7	7	7	7	7
新潟県	0	0	0	0	4	2	2	1	3	2
富山県	0	0	0	0	1	1	0	4	3	0
石川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	1	1	1	1	2	2	2	2	2	1
山梨県	0	0	0	3	4	5	3	3	4	0
長野県	10	10	10	10	10	11	6	6	3	4
岐阜県	0	0	0	0	2	3	3	0	0	2
静岡県	4	8	4	5	8	2	4	4	3	0
愛知県	20	19	18	16	16	16	16	16	0	0
三重県	0	0	1	1	1	1	0	1	1	1
滋賀県	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有
京都府	2	0	0	0	0	0	0	1	1	1
大阪府	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0
兵庫県	5	4	5	5	5	5	3	1	2	3
奈良県	1	2	3	1	3	2	1	3	0	0
和歌山県	15	19	14	13	13	17	12	11	5	12
鳥取県	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1
島根県	0	0	2	2	4	2	2	2	0	2
岡山県	4	3	2	3	2	3	2	3	3	0
広島県	0	0	0	0	2	2	2	2	3	5
山口県	1	2	3	2	0	2	4	1	0	1
徳島県	16	18	23	16	22	29	24	26	21	10
香川県	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
愛媛県	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0
高知県	4	5	4	3	5	4	7	7	8	7
福岡県	1	3	4	2	0	0	1	4	3	2
佐賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
長崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県	1	0	3	0	6	2	6	6	7	2
大分県	0	0	0	8	8	8	3	2	2	2
宮崎県	1	2	8	4	3	8	2	3	2	0
鹿児島県	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
沖縄県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	114	126	140	138	171	172	133	135	97	94

(注) 1 都道府県からの報告に基づく。

2 滋賀県については、養殖場数は不明。

2. アユ以外の魚種で冷水病菌の保菌を河川において当該年度に確認した都道府県

魚種名	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
カジカ	—	福井県	—	長野県	長野県
カマキリ	—	—	—	新潟県	新潟県
コイ	—	—	—	—	長野県
アブラハヤ	山梨県	宮城県 長野県	—	宮城県	長野県
ウグイ	山梨県	宮城県 新潟県 富山県 山梨県 長野県	宮城県 福島県 山梨県 長野県 熊本県	宮城県 新潟県 山梨県 長野県 高知県	秋田県 群馬県 新潟県 山梨県 富山県 長野県 熊本県
オイカワ	山梨県	宮城県 山梨県 岡山県	宮城県 栃木県 熊本県 大分県	宮城県 福岡県 高知県	富山県 山梨県 兵庫県 岡山県 高知県 熊本県
カマツカ	山梨県	宮城県	—	宮城県 高知県	福井県
カワムツ	山梨県	—	—	高知県	福井県 岡山県 熊本県
ギンブナ	—	宮城県	—	宮城県 秋田県	—
タモロコ	—	宮城県	—	高知県	—
ニゴイ	山梨県	宮城県	宮城県	宮城県 高知県	—
フナ	—	—	宮城県	—	長野県
マルタ	—	宮城県	—	—	—
ゲンゴロウブナ	—	—	—	宮城県 秋田県	—
ワカサギ	—	—	—	秋田県	秋田県
イワナ	—	富山県	—	—	長野県
サケ	—	富山県	—	宮城県	—
ニジマス	—	長野県	—	—	—
ヤマメ	—	宮城県 新潟県	宮城県	新潟県	—
サクラマス	—	—	—	—	秋田県
ヒメマス	—	—	—	秋田県	秋田県
イトヨ	—	—	—	秋田県	—
アジメドジョウ	—	長野県	—	—	—
イワシ	—	富山県	—	—	—
チチブ	—	宮城県	—	—	—
ヨシノボリ	—	新潟県 長野県 滋賀県	—	宮城県 新潟県	新潟県 福井県
ウキゴリ	—	—	—	秋田県 新潟県	秋田県
ヌマチチブ	—	—	—	宮城県 福井県	—
ボラ	—	—	—	宮城県	—
オオクチバス	—	—	—	—	長野県
シラウオ	—	—	—	—	秋田県

(注) 都道府県からの報告に基づく。